所得税と市・県民税の申告はお早めに！

申告受付期間　2/17(月) ▶ 3/16(月)

申告の必要な人は、申告受付期間中に申告をお願いします。
また国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も受け付けます。
問所得税＝岩国税務署☎(22)0111、市・県民税＝課税課☎(29)5054、総合支所、支所

申告が必要か、確かめてみましょう！

スタート　令和２年１月１日に岩国市に住民登録がありますか？

- いいえ → 令和２年１月１日に住民登録があった市区町村へ問い合わせてください
- はい ↓

令和元年中に収入がありますか？
※遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税の給付のみの人は「いいえ」へ

- いいえ → 同居する家族の税法上の扶養親族になっていますか？
  - いいえ → ❷へ
  - はい → ❸へ
- はい ↓

税務署へ確定申告をしますか？

- はい → ❶へ
- いいえ ↓

収入は公的年金（遺族年金・障害年金を除く）のみでしたか？
※年金収入のない人は「いいえ」へ

- はい → 令和元年12月31日現在の年齢が
  ○65歳以上の人＝令和元年中の公的年金収入が152万円以下ですか？
  ○65歳未満の人＝令和元年中の公的年金収入が102万円以下ですか？
  - いいえ → 所得税のかかる人は ❶へ　そのほかの人は ❷へ
  - はい → ❸へ
- いいえ ↓

給与所得者ですか？

- いいえ → 所得税のかかる人は ❶へ　そのほかの人は ❷へ
- はい ↓

主たる給与収入以外に収入はありますか？

- いいえ → 勤務先で年末調整を行い、その内容に変更はありますか？
  - はい → 所得税のかかる人は ❶へ　そのほかの人は ❷へ
  - いいえ → ❸へ
- はい ↓

主たる給与収入以外の所得（営業・農業・不動産など）の合計が20万円を超えていますか？

- いいえ → 所得税のかかる人は ❶へ　そのほかの人は ❷へ
- はい ↓

❶へ

市から申告案内のはがきが届いていない場合でも、❶❷に該当する人は申告をお願いします

※令和元年中＝平成31年１月１日～令和元年12月31日

①の人は･･･ 税務署に確定申告書を提出してください

所得税の確定申告が必要な人

●令和元年中の各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
○商業・工業・農業・漁業・医業などを営み、事業所得があった人
○地代・家賃収入や、不動産の売却などによる所得があった人
●給与所得者の一部の人
○給与収入が２千万円を超えた人
○給与を２カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入金額と、給与所得・退職所得以外の所得合計額が20万円を超えた人
○給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えた人
●確定申告をすると所得税が還付される人
給与所得者や年金所得者などで確定申告をする必要のない人でも、確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
○マイホームを住宅ローンなどで、新築・購入・増改築した人
○多額の医療費を支払った人
○災害や盗難に遭い、損害を受けた人
○年の中途で退職し、再就職しなかった人で、年末調整を受けていない人
○国や地方公共団体などへ寄附をした人

②の人は･･･ 課税課または総合支所、支所に市･県民税の申告書を提出してください

市・県民税の申告が必要な人

令和２年１月１日現在、岩国市に住民登録がある人は、原則として市・県民税の申告が必要です。
●市・県民税の申告が必要な人
○商業・工業・農業・漁業・医業などを営み、事業所得があった人
○地代・家賃収入や、不動産の売却などによる所得があった人
○生命保険契約などによる一時金や個人年金など一時所得や雑所得があった人
○上場株式等以外による配当所得があった人
○給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書の提出がなかった人
○年の中途で退職し、再就職しなかった人
○２カ所以上から給与を受けた人
○恩給・年金を受けた人で、社会保険料などの所得控除を受ける人
○雑損控除・医療費控除などを受けようとする人
※給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です
※年金所得者で確定申告不要制度に該当する人でも、市・県民税において控除の追加をする場合は、市・県民税申告書の提出が必要です
※年金の源泉徴収票に配偶者控除、扶養などが記載されている人は、申告が不要な場合もあります
●国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人
国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料は、申告された所得額などを基に計算します。加入者および世帯内に加入者がいる世帯主や世帯員は、保険料を正しく算定するため、申告してください。
※上記保険に加入していない人も、世帯内に加入者がいる場合、申告してください
※無収入または少額収入のみの人、遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税収入のみの人であっても、同居する家族の税法上の扶養になっていない場合、申告がないものと見なされ、保険料の軽減が適用できない場合があります

③の人は･･･ 市･県民税を申告する必要はありません

○税務署へ所得税の確定申告をした人
○令和元年中の所得が給与または年金だけで、その支払い者から市へ「給与支払報告書」または「公的年金等支払報告書」が提出されている人

所得税などの確定申告会場の開設

対象税目	確定申告会場設置期間	受付・相談時間	会場
○所得税及び復興特別所得税 ○個人事業者の消費税・地方消費税 ○贈与税	2月17日(月)～3月16日(月) （土・日曜、祝日は除く）	○受付＝8時30分～16時 ○相談＝9時～17時	岩国税務署 ※臨時駐車場はありません

市・県民税の申告受け付け、出張申告受け付け

開催日、受付時間を確認の上、来場してください。住んでいる地区の日時で都合がつかない場合は、別の地区の会場または課税課、総合支所、支所で申告してください（郵送可）。
また国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も、各会場で受け付けます。

【岩国】

日時　2月17日(月)～3月16日(月)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時（2月17日(月)のみ15時まで）
場所　市役所　2階課税課市民税班

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月20日(木)	9時30分～12時	中央公民館御庄分館
	14時～15時	中央公民館藤河分館
2月21日(金)	9時30分～12時	川下供用会館
2月26日(水)	10時～12時	中央公民館小瀬分館
	14時～15時30分	装港供用会館
2月27日(木)	9時30分～15時	愛宕供用会館
2月28日(金)	9時30分～15時	灘供用会館
3月　3日(火)	10時～12時	中央公民館北河内分館
	14時～15時	中央公民館師木野分館
3月　4日(水)	9時30分～15時	中央公民館通津分館
3月　5日(木)	9時30分～12時	中央公民館南河内分館
3月　6日(金)	9時30分～15時	中央公民館
3月10日(火)	9時30分～15時	平田住民ホール

【周東】

日時　2月26日(水)～3月16日(月)（土・日曜は除く）
8時30分～16時
場所　周東総合支所　別館会議室

広報いわくに2月1日号と同時に配布する「所得税、市県民税の申告について（お知らせ）」で対象地区・時間などを確認してください。

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月17日(月)	9時30分～15時	周東川越公民館
2月18日(火)		周東米川公民館
2月19日(水)		周東中田公民館
2月20日(木)		周東祖生公民館
2月21日(金)		
2月25日(火)		周東南総合センター

【由宇】

日時　2月17日(月)～3月16日(月)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時
場所　由宇総合支所　1階市民福祉課

広報いわくに2月1日号と同時に配布する「由宇総合支所だより2月号」で対象地区・時間などを確認してください。

【玖珂】

日時　2月17日(月)～3月16日(月)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時
場所　玖珂総合支所　1階市民福祉課

1月10日発行の地域版「今月のお知らせ」および広報いわくに2月1日号と同時に配布する「申告日程表」で対象地区・時間などを確認してください。

【錦・美川】

日時　3月3日(火)～16日(月)（土・日曜は除く）
8時30分～16時
場所　錦総合支所　1階市民福祉課

広報いわくに2月1日号と同時に配布する「市・県民税の申告について」で対象地区・時間などを確認してください。

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月17日(月)	9時30分～15時	南桑出張所
2月18日(火)		
2月19日(水)		美川支所
2月20日(木)		
2月21日(金)		
2月25日(火)		深須出張所
2月26日(水)		
2月27日(木)		高根出張所
2月28日(金)		
3月　2日(月)		

【美和・本郷】

日時　2月21日(金)～3月16日(月)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時
場所　美和総合支所　1階市民福祉課および本郷支所

広報いわくに2月1日号と同時に配布する「市・県民税の申告について」で対象地区・時間などを確認してください。

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月17日(月)	10時～15時	北門ふるさと交流館
2月18日(火)		秋掛構造改善センター
2月19日(水)		本郷ふるさと交流館
2月20日(木)		

事業（営業等・農業）所得・不動産所得や医療費控除を申告する人へ

例年、申告期間中は窓口が大変混雑します。円滑な申告受け付けのためにも、収支内訳書の作成、領収書の整理・集計などは、あらかじめ済ませてから申告をしてください。

その他雑所得がある人へ

その他雑所得がある場合は、確定申告が不要でも市・県民税が必要になります。

その他雑所得の例として、報酬、個人年金、シルバー人材センターの配当金などがあります。

課税課、総合支所、支所に申告相談をする人へ

土地・建物・株式譲渡等の分離課税・青色申告・住宅借入金等特別控除やその他複雑な内容の申告については、税務署へ相談してください。

国民健康保険料などの納付済確認書

令和元年中に支払った社会保険料は、申告することにより所得から全額控除されますが、申告の際には納付済確認書など、支払金額が確認できるものが必要です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の令和元年中の納付済確認書は1月下旬に送付する予定です。

問保険年金課☎(29)5088

岩国税務署より

●申告書の作成は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

特に給与または年金収入の人は、見やすさ、分かりやすさを重視した専用画面を使い、初めての人でも簡単に申告書を作成できます。

作成した申告書の提出は次の2つから選択できます。

○印刷して書面で提出

○e－Tax（電子申告）で送信

●医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）

問岩国税務署☎(22)0111（麻里布町七丁目9－37）

確定申告や市・県民税の申告に必要なもの

○印鑑（シャチハタ以外）

○マイナンバーカードもしくは、マイナンバー通知カードと身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）

※e－Taxを利用する場合は不要です

●次の場合、それぞれ必要な書類を用意してください

○給与や年金収入があった場合→令和元年分の源泉徴収票

○事業所得や不動産所得・農業所得・その他の所得などがあった場合→収支内訳書または収入・支出の内容が分かるもの

○国民健康保険・国民年金・介護保険などの社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除を受ける場合→保険料の支払証明書など

○配偶者控除や配偶者特別控除を受ける場合→配偶者の所得金額が分かるもの

※税制改正により平成31年度以降の市・県民税において、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられました。控除を適用する場合には必ず持参してください

○医療費控除、セルフメディケーション税制を受ける場合→医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書など

※寝たきりの人のおむつ代の控除を受ける際には、医師が発行した「おむつ使用証明書」など

○雑損控除を受ける場合→災害・盗難で受けた被害や被害に関連して支出した額、保険などから補てんされる額の分かるもの

○寄附金控除を受ける場合→寄附金の証明書

○所得税において、配当控除や住宅借入金等特別控除などを受ける場合→控除に必要な書類

○申告書が送付されている場合→確定申告書または市・県民税申告書